

## 宇都宮市原油価格・物価高騰対策支援金（令和5年度下期追加分）交付要綱

（趣旨）

第1条 市の交付する「宇都宮市原油価格・物価高騰対策支援金」（以下「支援金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この要綱は、原油価格・物価高騰に対する総合的な経済対策として、第3条に規定する対象者に対し、栃木県が実施する令和5年度栃木県医療機関等光熱費等高騰対策追加支援金（以下「県の支援金」という。）に上乗せして支援金を交付することにより、事業の安定的な運営を支援することを目的とする。

（対象者、対象経費及び交付金額）

第3条 支援金の対象者、対象経費及び交付金額は、別表に掲げるところによる。

2 支援金の対象者は、令和5年10月1日時点において、本市に所在し、別表に掲げる施設等の開設者又は事業者とする。ただし、交付金の申請時においても事業を継続する見込みのあるものに限る。

3 支援金の対象経費における「光熱費」は、電気料金及びガス料金をいう。

4 支援金の交付金額は、別表に掲げる施設等及びその対象経費の区分ごとに、『令和5年10月1日から令和6年3月31日までの6か月間に要した当該経費』から『令和3年10月1日から令和4年3月31日までの6か月間に要した当該経費に相当する額』を差し引いた額を超えない範囲とし、当該差し引いた額が支援金及び県の支援金の合計額以上である場合に限り交付する。

（対象期間）

第4条 支援金の対象期間は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの6か月間とする。

（交付の申請等）

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「宇都宮市原油価格・物価高騰対策支援金（令和5年度下期追加分）交付申請書（実績報告書兼請求書）」（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請施設等一覧表（別記様式第1-2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき支援金の額を決定し、「宇都宮市原油価格・物価高騰対策支援金（令和5年度下期追加分）交付決定通知書兼交付確定通知書」（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(支援金の経理及び関係書類の保存)

第7条 申請者は、支援金に係る支出を明らかにした帳簿を備え、当該支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を令和11年3月31日まで保管しなければならない。

(報告及び検査)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、報告を求め、又はその職員に施設等に立ち入り、帳簿、書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表

医療機関等		
対象となる施設等の種類	対象経費	交付金額
病院群輪番制病院（三次救急医療機関を除く。） ※ 令和5年10月1日時点で休床中の病床を除く。	光熱費	1床当たり 8,500円
無床診療所, 歯科診療所	光熱費	1施設当たり 37,500円
歯科技工所	光熱費	1施設当たり 15,000円
施術所（あん摩マッサージ指圧師, はり師, きゅう師及び柔道整復師が開設しているものに限る。） ※ 同一施設で複数の施術所を兼ねる場合は, 一つの施術所とみなす。	光熱費	1施設当たり 15,000円
助産所 （出張専門の場合を除く）	光熱費	1施設当たり 37,500円
訪問看護ステーション ※療養費の発生する施術を行っている施設に限る。	光熱費	1施設当たり 15,000円
衛生検査所	光熱費	1施設当たり 15,000円